

第 3 2 回 津山市都市計画審議会議事録 要旨

開催日時	令和 2 年 5 月 2 6 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 1 0
開催場所	津山市総合福祉会館 4 F 大会議室
出席者	委員：1 2 名 (在任委員数 1 4 名) 市職員：1 1 名
傍聴者	0 名
審議事項	第 1 号議案 津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定について (公開)
議事次第	<p>1. 開会</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 開会挨拶</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 出席者紹介</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会長選出・職務代理者指名</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 議事録署名人の指名</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 公開・非公開の採決</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 第 1 号議案 津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定について</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) その他</p> <p>3. 閉会</p>

【審議内容】 第 1 号議案 津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定について

会 長	第 1 号議案「津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区「城西伝統的建造物群保存地区」に関する都市計画の決定案の概要について、説明いたします。</p> <p>まず「伝統的建造物群保存地区の制度」について、説明させていただきます。</p> <p>伝統的建造物群保存地区の制度は、市町村が主体となって、‘都市計画’と‘文化財保護の取り組み’が連携をしながら、歴史的な集落や町並みの保存と活用を行うものです。</p> <p>市町村は、伝統的建造物である建築物や工作物と共に、これと景観上密接な関係の</p>

事務局

ある樹木、庭園、池等を環境物件として特定し、これらを含む歴史的な、まとまりをもつ地区を、‘伝統的建造物群保存地区’として都市計画決定し、保存活用を図ります。

国は市町村の申出に基づき、国にとって特に価値が高いと判断されるものを‘重要伝統的建造物群保存地区’に選定し、修理・修景に要する経費の補助を行うなど、住民や市町村の取り組みを、後押しするために設けられている制度です。

本市においても、この制度を活用して町並み保存や景観の復元を図り、歴史的風致の維持向上に取り組むこととしています。

次に、城西地区における伝統的建造物群の保存に関する取組について、説明させていただきます。

城西の町並みは、昭和52年に実施した「岡山県近世社寺調査」の際にその重要性が注目されることになりました。

その後、昭和55年から昭和58年にかけて、当時の‘奈良国立文化財研究所’によって、武家地・町人地、社寺が調査され、津山城跡を中心に、町家や社寺などの建物がまわって残っており、町並みが素晴らしく貴重であることが確認されました。

これを受けて、本市では昭和62年に「津山市景観整備基本計画」を策定し、本地区の一部である西寺町、西今町地区などを「景観形成重点地区」として位置づけました。

その後、平成5年には地域のシンボルであり、明治期に建てられた旧土居銀行本店を取得、修理を実施し、新たに「作州民芸館」として公開しています。

また、平成21年には「歴史まちづくり法」に基づき「津山市歴史的風致維持向上計画」の策定を行い、城西地区などを「重点地区」として設定しました。

計画に基づき、平成21年から平成22年にかけて、歴史的景観を形成する登録有形文化財である作州民芸館や翁橋を中心に、景観向上のため、宮脇町の一部から西今町にかけてカラー舗装を実施しました。

そして、平成23年には、行政の組織体制を強化する観点から、都市建設部内に「歴史まちづくり推進室」を設置し、町並み保存について、よりきめ細やかな対応を行っています。

平成26年には「津山市歴史的風致維持向上計画」の具体的な指針となる「城西地区歴史まちづくり計画」を策定し、地域住民とともに城西の特徴を活かした町並み保存や景観整備、観光資源としてのまちづくりについて示しています。

その後、地元住民からの「城西地区を重要伝統的建造物群保存地区に」という気運が高まり、地元要望を受け、市では城西の町並み保存の方向性を検討するため、平成29年から平成30年の2ヶ年にかけて、奈良文化財研究所に委託し、城西地区の町人地、社寺地の調査を実施しました。

その結果、江戸時代の城下町の地割を良く残しており、江戸時代から受け継がれた社寺地と、その地割を基に近代に発展した商家町の歴史的風致を良く伝える伝統的建造物群として価値が高いことが分かりました。

事務局

このような経過を踏まえ、都市計画における伝統的建造物群保存地区の指定を行うものです。

最後に、都市計画の決定案について、説明させていただきます。第32回津山市都市計画審議会の冊子の3ページをご覧ください。

津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定(案)は津山市が決定するものです。

名称は城西伝統的建造物群保存地区、面積は約12.0ヘクタールです。

決定する理由ですが、津山市の中心市街地である旧津山城下町は江戸時代に建設され、史跡津山城跡を中心として東西に残る武家屋敷・町家・社寺等が歴史的景観を形成しています。

城跡西側の城西地区は、江戸時代の地割を基に近代の鉄道開通により発展した地区であり、近代以降の特徴ある建造物が残るとともに、江戸時代からの伝統を受け継ぐ社寺の構えや堂宇(どうう)・社殿も数多く残っている地区です。

これらの伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、当該地区を伝統的建造物群保存地区に定めるものです。

資料の3ページをご覧ください。計画図に「城西伝統的建造物群保存地区」の範囲を示しておりますが、東西約800m、南北約500m、面積約12.0ヘクタールです。

地区の範囲は、『旧出雲往来沿いの社寺及び町家で、江戸時代の地割及び江戸時代から近代の建造物が良好に残存していること。』『町並保存を支えていくコミュニティが存在すること。』等を考慮し設定しています。

また、地区の範囲の検討にあたっては、「津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会」や「関係町内会」、「城西まちづくり協議会」等のご意見を伺っております。

都市計画決定されますと、その地区内の全域に「津山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成24年12月18日公布)」が適用され、当該地区の保存のため、建造物の外観等を変更する行為には許可が必要となり、歴史的景観の維持・向上が義務付けられます。その一方、保存地区内の建造物の所有者等を支援するため、修繕等の経費の一部の公費負担や、固定資産税の減免などの税の優遇措置が取られることとなります。

平成25年2月に伝統的建造物群保存地区に都市計画決定した城東地区は、平成25年8月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。選定後、6年経過しており、重伝建選定後の補助事業は、修理34件、修景5件の計39件を実施し町並み景観の復元に一定の成果を上げています。

城西地区では、都市計画決定と合わせて、当該地区の保存及び活用に関する「城西伝統的建造物群保存地区保存活用計画」の策定を行い、城東地区と同様に修理や修景の補助事業を実施し、歴史的な建物や町並みの保存と活用を進めてまいりたいと考えています。

都市計画決定の手続きにつきましては、公聴会を開催するため原案の縦覧を令和2年2月3日から2月17日までの2週間、都市計画課で行いました。その結果、縦覧

事務局	<p>者は5名で、また、公述申立書は1名のかたから提出されました。</p> <p>そして、令和2年3月19日に公聴会を津山市本庁舎で開催しました。資料の4ページ「公聴会における意見の要旨及びこれに対する見解について」をご覧ください。</p> <p>ご意見の要旨は、「ゲスト用の大型駐車場の設置」ということで、「この重伝建と一体をなして設置するものに、来訪者の駐車場がある。決定理由書の原案には駐車場についての記述がない。城東地区の隣地には無料駐車場があり、重伝建見学者はもとより様々な行事の来訪者等に活用され感謝されている。城西地区にも同様の多目的無料駐車場の設置が地元住民から強く要望されている。城東地区と同じく、多目的駐車場として設置して頂きたい。」というものでございました。</p> <p>ご意見に対する見解は、「今回の都市計画の原案は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、「伝統的建造物群保存地区」を定めるものです。来訪者用の駐車場については、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたのち、地元住民等と十分な協議のうえ検討する方針です。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。」としております。なおご意見を受けての都市計画決定（案）の修正はしておりません。</p> <p>その後、案の縦覧を令和2年4月3日から17日までの2週間、原案の縦覧と同様に都市計画課で行いました。その結果、縦覧者は2名で、意見書の提出は有りませんでした。</p> <p>以上、津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定についてご説明させていただきました。</p>
会長	<p>ただ今、第1号議案「津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定について」、事務局より説明が有りました。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問等があれば、ご発言をお願いします。</p>
委員	<p>すみません、この伝統的建造物群の案については結構だと思うのですが、近くのお住まいの方のご理解をどの程度受けているのでしょうか。反対の方がおられたらご理解を得るような、努力をしていかないといけないと思うのですが、いかがですか。</p> <p>それが一点と、先ほだのご説明の中にありました駐車場で、今の既存の駐車場でも結構ですが、やはりよそから来たときに、ここは駐車していいですよとか、無料駐車場ですとかいうような案内を、そのままでもいいのですが、よそから来た人が分かるように目印か何かしたらどうかと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの質問は2件です。</p> <p>町内会含めて、近隣の方々にどういった説明、経緯、経過、どんなかたちをとっておられるのか。また、その中で反対者がいらっしやらないのか、いるのかどうか。</p> <p>2件目は駐車場の表示・案内どのように考えているのかと言うことでございます。事務局はどちらがお答えいただけますでしょうか。</p>

事務局	<p>質問にお答えする前に、質問にお答えするための資料をお配りさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>このことを含めて、全般の説明資料を配布していいですかということですね。それでは、配布してください。</p> <p>それではですね。まず配布をいただいた資料の方からご説明いただいて、その後質問へお答えいただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>配布させていただきました資料ですが、表面に津山市城西伝統的建造物群保存地区と記載をしております。次のページに津山市城西伝統的建物群保存地区の概略及びその位置。そして津山市の町並保存のあゆみ、歴史的沿革。あと町々の特徴、そして城西の場合は寺院と町家がありますので、それぞれに寺院の特徴、町家の特徴、そしてそのどれぐらいの特定物件、伝統的建造物が残されているかの位置図、どれくらい同意を得ているかの一覧表となっています。最後に重伝建地区における優遇措置及び制限についての一覧表を付しています。</p> <p>先ほどの同意の話ですけれども、地区の町内会及び、まちづくり協議会等に全部で16回ほど説明会を行いました。</p> <p>21ページをご覧ください。参考資料の最後に関係機関協議および地元説明会があります。</p>
会長	<p>今説明していらっしゃるのは、事前配付してある参考資料の最後の2ページですね。</p>
事務局	<p>事前に配布している参考資料の最後のページと、今お配りさせていただきました資料の最後の21ページです。</p> <p>地元に対して説明会としては、参考資料の一番最後のページの地元説明会等という一覧表をご覧ください。ここに昨年度から今年度におきまして、地元の皆様にご理解とご協力をお願いするために行いました一連の行為を書いています。地元説明会は全部で16回。また、同意をお願いいたします手紙を郵送させていただきましたのは4回。その他に、伝建ニュースといいますか、伝建について説明するチラシを6回、そして何よりその地域に対する理解を深めていただくための城西の歴史、坪井町の歴史という冊子を作りまして配布しております。その結果、こちらの今お配りしました資料に21ページにありますように、城西地区特定物件棟別同意率をご覧くださいと70.9%の建物を特定物件にさせていただくことに同意していただいております。</p> <p>もちろん、反対の方もおられますが、それにつきましては、下の表の城西伝建特定物件所有者内訳というところの、検討中という方がおられます。地区内および地区外両方とも11名ずつおられるのですけれども、これにつきましては、明確に反対というのではなく、自分の代はいいのだけれども、自分の子供の代、次の世代の時に、この</p>

事務局	<p>伝統的建造物に指定されることによって不利益が被るのではないかとすることを恐れて、態度を保留されている方が大半です。ですのでこれにつきましても、今後の展開によりまして同意をしていただける可能性もあるというように考えています。</p>
会 長	<p>続いて、駐車場の表示案内等についてお願いします。</p>
事務局	<p>駐車場の件については、いろいろご意見を頂いております。</p> <p>まず、駐車場がわかりにくいので、どうにかして駐車場にたどりつくように標識を整えてほしい、というのが1つと、先ほどの縦覧のところでもあった駐車場自体が必要でないかというご意見の2つをお聞きしています。</p> <p>まず、1つめの駐車場の案内ですが、今年度『まちなかサインのガイドライン』というのを作る予定にしています。</p> <p>その中で城西のですね、今のところ、作州民芸館が20台以上車を止められますので、まずはそこに向かってどういうふうに、人を案内するかを重点的に考えていこうと思っています。</p> <p>また、駐車場設置につきましては、先ほど都市計画課からも話があったように、まずは重伝建の取り組みを始めて、その後地元の住民の方々と協議しながら進めていきたいと思っています。</p>
会 長	<p>新たに配られました冊子の21ページをご参考にと言うことですし、また参考資料として配布したものにつきましては最終ページが経緯、経過の説明になっているということでもあります。その中に明確に反対している方はいらっしゃらない。しかし、それは次の世代の方々というようなことでの保留をされている、検討中の方が記載のとおり的人数がいらっしゃる、というようなことです。</p> <p>駐車場については、まずは重伝建の指定をしていただいて、住民の方々と協議をして進めていきたいということです。</p> <p>委員よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい、結構です。</p>
会 長	<p>ご確認をいただいたものとします。</p> <p>他にはいかがでしょうか。初めての方もいらっしゃいますが、どんどん発言していただいてより一層理解を深めていただきたいと思います。</p>
委 員	<p>城西ですが道路が、一方通行の所が多いです。行きたい所に行こうと思ってもかなり遠回りしなければ行けない状況となっています。今後ここを伝統的建造物群保存地区にして、駐車場もそうですが、案内表を設置していくとのことですが、道路の一方通行、警察や道路管理者とも色々と協議しないといけないと思いますが、どのように考えていますか。</p>

会 長	まだ方向性としてのご返事しかできないかもしれませんが。
委 員	方向性だけで、城東のように直線上ではなく、この広範囲に道路に対して幅を持たせて回遊型になっていますので、このあたり今後どのような方向性を考えられていますか。
会 長	確かに一方通行で、ぐるっと回って来ないと城西にたどり着かないということです。考え方なり、方向性なりを簡単に教えてください。
事務局	今委員からご指摘いただきましたように、まだ現時点で具体的な道路体系、一方通行をどうするかというところまで、議論になっていないのは事実であります。ただこうした、伝統的な町並みを保存していく過程の中で、委員のご指摘のことも我々としてはまちづくりとしてトータルで検討していくべきと考えています。今ご指摘がありましたように警察等々との協議もありますので、関係各所と協議していこうと考えています。
会 長	委員よろしいでしょうか。
委 員	はい。本当に実際この場所を説明しようと思うと、かなり難しいところですので、今後そういうことも含めながら、駐車場を都市計画決定するなりする時には必要になってくることだと思っておりますので、よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございます。 先般来ですね、津山市と協定を結んでいる岡山大学の学生さんが城東エリアに入っ て来られました。城東の町並みを実際歩かれて、なんでこんなところに車を通すのか という、逆に若い方からすると安心安全ではないのではないかというご意見も頂いて います。城東エリアについては津山市にも伝わっていると思います。 重伝建をどう活用していくかというのは、地域住民とよりいっそうご議論して いただきたいと、道路関係もというご指摘だったと思います。よろしくお願いします。 他にありますか。
委 員	はい、本日はじめて出席させてもらい、この重要性なりを考えています。先ほど言 われていた駐車場の件ですが、津山市としてのSNS等の中で配信して取り組んでい って、そこから駐車場の案内ができれば一番早いのではないかなと。看板付けるのも いいと思うのですが、ネットなり津山市自体の何か立ち上げてもらい、スマホなど 見てもらったほうが、予算なりを色々考えた時に早いのではないのかなというのが 1点です。また、お年寄りなどあまりそのようなものを使われない方もいますので、 津山市の市役所以外の所にパンフレットなどを置いてもらい、そこからここまで来て もらえば、案内しやすいですよというような対策があれば、他県なりから来た方がそ

委員	の地域に行き易く、まして駐車場もあまり無いなかで、見つけ易くすることもしてもらえれば、津山市の発展とその先の商工業のほうにも役立ってくると思いますので、そのへんも一緒に考えてもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。
会長	これはご意見ですが、返答があるようですので、どうぞ。
事務局	今のご意見ですけども、『まちなかサインのガイドライン』につきましては、物理的な物だけではなく、電子的なものも含めてしていく方向でいま考えている最中です。思うようなものになるかどうかと言うことですが、その辺りも、含めて検討中ということです。
会長	検討していくということです。ありがとうございます。 他にありますか。
委員	一般物件と特定物件の種別があるのですが、特定物件とはお寺さんとかある程度決められた物で、一般物件というのはこの地区の中にある普通の民家と考えたらよろしいのですか。
事務局	特定物件とは何かと言うと、この伝統的建造物群保存地区の場合、伝統的建造物というものがまずあります。城西地区の場合は昭和30年までに建築されたものを伝統的建造物と定義しています。それを保存するかどうかは持ち主の方の意思にかかっています。保存をするのに同意をしていただいた物件が特定物件です。同意をまだいただいていない伝統的建造物も含むそれ以外の建物を一般物件と呼んでいます。ですからお寺であるとか町家であるとかは、特定物件には関係ありません。以上です。
会長	委員どうでしょうか。
委員	どのくらいの割合であるわけですか、一般物件と特定物件というのは。
事務局	そうですね。お寺の場合はほぼ特定物件というか伝統的建造物です。町家の場合はだいぶん壊されていっています。ですので、3割弱がいわゆる伝統的建造物です。
委員	わかりました。
会長	3割くらいが伝統的建造物ですが、保存をしていく事に対して同意するかどうかについて、認定されていないと思えばいいのですか。
事務局	その3割くらいの建物の中の、7割の方が保存することに同意していただいています。

会 長	7割の方が同意していただいているということですね。他にありますか。
委 員	<p>資料の2ページの所、用途地域図の一点鎖線内のエリアが準防火地域になっています。津山市の商店街の町中の赤く塗られている所が商業地域です。これを中心に一点鎖線に囲まれたところが、準防火地域です。商業地域だけでなく、城西のところには第一種住居地域の所も、近隣商業の所も準防火地域に入っています。</p> <p>城西の伝統的建造物群保存地区に指定する所も、準防火地域に入っています。質問ですが、準防火地域に入っている所は、かなり密集しています。城東の所は準防火地域に入っていない。火災で燃えやすい建物ですので、どのような防災計画を考えているかをお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>今の委員からご指摘頂きましたように、今回の指定を予定いたしています地区、町名で言いますと、坪井町、宮脇町、西今町、西寺町、鉄砲町の一部が準防火地域に該当します。伝統的な町並みを守るといふことと、防火防災どちらも大切なことで、伝統的町並みの保存と防火体制は両立していかないとはいえないと考えています。</p> <p>津山以外の他府県の重伝建地区でも、準防火地域の中に伝建、重伝建地区が選定されている箇所があります。準防火だから、伝建に向かないとか、伝建するのに準防火はいらない、ではなくて両立は可能だと考えています。</p> <p>防災計画のことを先ほど言われていましたが、城東のほうでも防災計画を策定して、それに基づいて消防設備の整備計画を作っています。城西もそれに準じて、同じように地元調査に始まりまして、それに基づいてワーキンググループ、防災計画の策定、それから防災設備の整備計画と段階を踏んで、進めていきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
委 員	<p>はい、ありがとうございます。私がお聞きしたかったのは、そこに伝統的建造物群保存地区が入っているのが駄目なんだというのではなく、準防火地域に指定された中に入っているのもその、今後の計画について、どのようなことを考えているのかをお聞きしたかった。</p> <p>津山市全体で防災計画をたてられていると思いますが、今回こういうふうに、伝統的な建物が東西にありますので、そういう所も含めながら、建築基準法上には外されますが、建物の敷地内、城西には国の指定、県の指定の文化財もあります。もちろん市の指定の物もあります。重要な物が集まっている所なので今後、防災計画という部分を強化していただけたらと思います。大事な物を守っていくことが大切だと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	市のほうはよろしいでしょうか。
事務局	補足をしておきますと、都市計画決定していただきましたら、今後、国の重要伝統的建造物群保存地区のほうへ選定の申出をしようと思っています。この国の重伝建に

事務局	<p>選定されますと、こういった防災計画が必須ということになりますので、今委員のほうからありました準防火地域だからということではなく、しっかり伝統的な物を守る観点から防災計画をしっかりと作り上げていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 他にご意見ご質問はありますか。</p>
委員	<p>追加で頂いた資料のなかで区域外住人ということで40人とあるのですが、そういう状況の中で、実際城西でのお住まいになっていない状況で、実際にこの文化財に指定しようとしているところは、空き家も多いのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい今、委員からご指摘ありましたように、この区域外住人は、物件自体はお持ちになっていますが、居住自体はしていないという空き家は多いです。また、最近までは住まれていた方が施設に入られたりして、一時的には空き家となっているという状況もあります。基本的には区域外住人が持っている特定物件は、管理が行き届いているかどうかはありますが空き家ということになります。</p>
会長	<p>私は福祉のほうが専門ですが、文化財を残すという、非常に重要な事だと思います。その一方で既に人がそこで住んでいる状況の中で、文化財を保存しながら、その家に住んでいる人たちが文化財と共存していく、そういった中で文化財を指定されることによって次の世代の不安があるから、同意を渋ってしまうという状況というのは、これまでの他の地域の所でのメリット・デメリットの要素の中で、不安があるのかと思います。文化財を守りながら、そこに住む人達の住み易さみたいなところで、その地域に人がいなくなってしまうと、何のための文化財かとなるので、文化財との共存していく住まい、まちづくりを今後同時に考えていただきたいという思いの意見です。</p>
事務局	<p>文化財になったことで重荷になることもあるかもしれませんが、例えば先に重伝建になった城東の場合は、こちらも高齢化率も高く空き家が多かったのですが、わざわざそういった町家に住んでそこで商売されたいという方も出てきています。実際に何人か私も知っています。このことによって、重伝建選定以前は何も無かった城東に商店や飲食店が増えて、人が帰って来つつあると感じています。今後城西も重伝建に指定されて、重荷になるだけでなく、それを誇りに思って魅力を感じて、帰って来てくれる。また、来てくれる方もおられるのではないかと考えています。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>一つのまちの中で、これだけ近い所で、伝建が2つ、重伝建が出来る所というのは、</p>

委 員	<p>京都などにありますが珍しいのではないかと思います。『まちなかサイン』などを検討されるということですが、ぜひ城東とお城と城西を結びつけるような周遊性を持たせるような、ガイドですね。このことをするといいまちづくりにつながると思います。検討をいただければと思いますのでお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。ご意見として書きとめていただきたいと思います。要望として町家をつなぐ研究があるよ、重伝建をつなぐ研究があるよ、という話しであるのでよろしくお願いします。</p> <p>他にご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>色々と活発にご意見を言っていただきました。ご意見の無い方もかなり充実したご議論だったのではないかと考えています。</p> <p>他にご意見や質問が無いようでしたら、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(宜しいとの発言あり)</p>
会 長	<p>それでは、第1号議案「津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定」について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>見渡す限りご出席の全員ということですので。ありがとうございます。</p> <p>満場の一致をもって、ご承認を賜ったものとさせていただきます。それでは、提案のとおり決定することといたします。</p> <p>以上で、本日の審議事項は終了いたします。</p>